令和８年（再イ）第７６号
大阪府箕面市森町南２丁目８番27号
再生債務者　諏訪　啓介
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第７７号
大阪府箕面市森町南２丁目８番27号
再生債務者　諏訪　智子（旧姓　濱田）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（再イ）第４号
鳥取県米子市角盤町１丁目84番地
再生債務者　川田　修二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（再イ）第３号
島根県雲南市三刀屋町伊萱48番地１
再生債務者　佃　　直哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　　松江地方裁判所民事部

令和７年（再イ）第１９号
山口県周南市大字櫛ヶ浜408番地
再生債務者　石丸　健二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年７月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月３日　山口地方裁判所周南支部

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。
令和８年７月30日
防衛省共済組合代表者
防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

変　更　後	変　更　前
附　則 （一部負担金払戻金） 第３条　［略］ ⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（第２号又は第３号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が27,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、54,000円）を超える場合にその超える金額 ⑵　２件以上の一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該合算した一部負担金の額等から高額療養費に相当する額を控除して得た額が54,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、108,000円）を超える場合にその超える金額 ⑶　一部負担金の額等に被扶養者の療養に係る施行令第11条の３の３第１項第１号ホ及びへに掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算額から高額療養費に相当する額に54,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、108,000円）を加えた額を控除した額に、当該合算額から高額療養費に相当する額を控除した額に対する一部負担金の額等から当該一部負担金の額等に係る高額療養費に相当する額を控除した額の割合を乗じて得た額 ２・３　［略］	附　則 （一部負担金払戻金） 第３条　［同左］ ⑴　療養の給付、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費（以下「療養の給付等」という。）の支給１件（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）について、その療養の給付等に係る一部負担金の額等（法第60条の２の規定により高額療養費を支給する場合（第２号又は第３号に該当する場合を除く。）には、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）を超える場合にその超える金額 ⑵　２件以上の一部負担金の額等を合算して高額療養費を支給する場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該合算した一部負担金の額等から高額療養費に相当する額を控除して得た額が50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を超える場合にその超える金額 ⑶　一部負担金の額等に被扶養者の療養に係る施行令第11条の３の３第１項第１号ホ及びへに掲げる金額を合算して高額療養費を支給する場合には、当該合算額から高額療養費に相当する額に50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）を加えた額を控除した額に、当該合算額から高額療養費に相当する額を控除した額に対する一部負担金の額等から当該一部負担金の額等に係る高額療養費に相当する額を控除した額の割合を乗じて得た額 ２・３　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則
1　この変更は、令和８年８月１日から施行する。
2　変更後の附則第３条の規定は、令和８年８月１日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。